

第9次デジタルキャンパスコンソーシアム会則

第1章 総 則

(会則の規定)

第1条 本会則は、「第9次デジタルキャンパスコンソーシアム（略して「DCC」と称し、以下、「本会」という）」の運営全般に関する規約を定める。

(目的)

第2条 本会は、教育現場におけるICTの効果的な活用を通じ、産学共創による教育イノベーションの実現を目指すことを目的とする。

(事業年度)

第3条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(活動内容)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、事業年度ごとに作成する事業計画に従い、活動を行う。

第2章 会 員

(会員の種別)

第5条 本会は、早稲田大学（以下、本学という）および次の会員によって組織する。

- 一 幹事会員
- 二 準幹事会員
- 三 一般会員

(会員の入退会等)

第6条 本会に会員として入会を希望する者は、所定の申込書を第9条第三項第一号に規定する会長宛に提出するものとし、第12条に規定する運営委員会の承認により入会を決定するものとする。

2 会員が退会しようとするときは、その理由を付した退会届を会長宛に提出し、当該退会届を受理した会長は、これを承認するものとする。ただし、事業年度中に退会する場合は、第7条に定める当該年度の会費の納付を要し、これを返還しない。

3 会員は、所定の申込書に記載された会員名、住所、代表者名、その他、本会が定める事項に変更があったときは、速やかにその旨を会長宛に届けるものとする。

4 会員が次のいずれかに該当すると認められるとき、運営委員会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

- 一 本会の名誉を傷つける行為のあったとき
- 二 本会則を遵守せず、催告期間を定めた後においてもなお改善されないとき

(会費)

第7条 会員は、会員種別ごとに設定された会費を当該年度内の本学が定める期限までに納付しなければならない。会員種別ごとの会費の額については、以下に定める。ただし、理事会が認めた場合はこの限りではない。

幹事会員	年額1, 100万円以上
準幹事会員	年額300万円以上
一般会員	年額一口30万円（何口でも可）

(一般管理費)

第8条 本学は、納付された会費の20%を一般管理費として徴収することとする。

第3章 組 織

(理事会)

第9条 理事会は、以下に関する協議を行うものとする。

- 一 各事業年度における予算・事業計画
- 二 各事業年度における決算・事業報告
- 三 その他、理事会が必要と認める事項

2 第9条第一項第二号における協議結果は、第15条に定める総会に附議するものとする。

3 理事会の構成員を、以下の通り選任する。

- 一 会長1名は本学が推薦し、理事会にてこれを承認する。
- 二 副会長1名は会長が指名する。
- 三 理事若干名は会長の指名する者および理事会にて承認された幹事会員の代表者とする。
- 四 会長が指名する者および準幹事会員の代表者を、オブザーバーとして理事会に参加させることができる。

(理事会構成員の職務)

第10条 以下の通り、職務を規定する。

- 一 会長は、本会を代表する。
- 二 副会長は、会長を補佐する。
- 三 理事は、本会の活動全般に関し管理監督する。

(理事会構成員の任期)

第11条 理事会構成員の任期は、第20条に定める本会終了までとする。

(運営委員会)

第12条 本会の活動について、各種連絡・調整を行うために運営委員会を置く。

2 運営委員会は、第18条に定める事務局が作成する予決算、事業計画ならびに事業報告を承認し、理事会に提出するものとする。

3 運営委員会の構成員を、以下の通り選任する。

- 一 委員長1名は、会長が推薦し、理事会、運営委員会にてこれを承認する。
- 二 副委員長1名は、委員長が指名する。
- 三 委員若干名は、委員長の指名する者および幹事会員の代表者とする。
- 四 委員長が指名する者および顧問、準幹事会員の代表者を、オブザーバーとして運営委員会に参加させることができる。

(運営委員の職務)

第13条 以下の通り、職務を規定する。

- 一 委員長は、運営委員会を統括する。
- 二 副委員長は、委員長を補佐する。
- 三 委員は、本会の活動全般についての連絡・調整を行う。

(運営委員の任期)

第14条 運営委員の任期は、第20条に定める本会終了までとする。

(総会)

第15条 本会は、年に1回、総会を開催する。

2 総会は、本学および会員をもって構成する。

3 総会は、会長が召集する。

4 総会は、理事会から提出された当該事業年度における決算および事業報告について協議する。

(プロジェクト)

第16条 本会は、活動の円滑な遂行を図るため、運営委員会の下にプロジェクトを置くことができる。

2 プロジェクトの組織、構成および運営に関して必要な事項は、運営委員会において決定する。

(顧問)

第17条 本会は、本会の活動に関する技術的、専門的な助言を求めるため、顧問を置くことができる。

2 顧問は、運営委員の推薦に基づき、運営委員会で承認する。

3 顧問は、理事会および運営委員会に出席することができる。

第4章 事務局

(事務局)

第18条 本会には、本コンソーシアムの事務を行うため、運営委員会の下に事務局を置く。

2 事務局は、事業年度における予算および事業計画書を作成し、運営委員会および理事会に提出するものとする。

3 事務局は、事業年度における決算および事業報告書を作成し、運営委員会および理事会の議を経て、総会に提出するものとする。

4 事務局は、本学大学総合研究センターが担当する。

5 事務局には、事務局長を置く。また、事務局次長を置くことができる。

6 事務局長および事務局次長は、運営委員長が推薦し、運営委員会にてこれを承認する。

7 事務局長は事務局を統括し、事務局次長は事務局長を補佐する。

8 事務局には、所要の職員を置くことができる。

9 その他事務局に関する必要な事項は、運営委員会において決定する。

第5章 会則の変更および本会の終了

(会則の変更)

第19条 会則の変更は、理事会の承認を得て行うものとする。

(本会の終了)

第20条 本会は2027年3月31日をもって終了する。

2 前項にかかわらず、第2条に規定する本会の目的を達成したときは、理事会の承認を得て終了する。

付 則

この会則は、2024年4月1日から施行する。